〔ビジネス〕スマートBコース

（料金表）

2024年4月1日実施
中国電力株式会社

本　　則

１　契 約 種 別

この料金表の契約種別は、「〔ビジネス〕スマートＢコース」といたします。

２　料金表の変更

（１）　当社は、民法第548条の４の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（２）　消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（３）　お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（４）　当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

３　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまが１年を通じてこの〔ビジネス〕スマートＢコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

（１）　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

（２）　１需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の

供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(１)に該当し、かつ、(２)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

４　需給契約の申込み

（１）　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気サービス約款(以下「サービス約款」といいます。)、この料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、インターネット、電話、口頭等による申込みを受け付けることがあります。また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの(需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。)を提示していただくことがあります。

　契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。)、需要場所（供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約負荷設備、契約上設定する主開閉器（以下「契約主開閉器」といいます。)、契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)(以下「契約容量」といいます。)、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

（２）　お客さまが口座振替を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申込みをしていただきます。

（３）　お客さまがクレジットカード払いを希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申込みをしていただきます。

（４）　お客さまが電磁的方法を通じた支払いを希望される場合は、あらかじめ当社に申込みをしていただきます。

（５）　契約負荷設備および契約容量については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

（６）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

５　契 約 期 間

（１）　契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

（２）　原則として、契約期間満了に先だって、この料金表以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

６　需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、１需要場所について１契約種別を適用して、１需給契約を結びます。

（１）　１需要場所において、次の契約種別とこの料金表に定める契約種別(（２）の場合は、当該契約種別と当社があわせて契約することを認める複数の契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

電気特定小売供給約款の臨時電灯のうちの１契約種別

（２）　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、１需要場所において、この料金表に定める契約種別と、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

（３）　災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

（４）　その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合

７　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

８　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

９　契 約 容 量

（１）　契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとにサービス約款別表５〔負荷設備の入力換算

容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、サービス約款別表４(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

（２） お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、（１)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表１(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

10 料　　金

料金は、基本料金、電力量料金およびサービス約款別表１(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(３)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、サービス約款別表２(燃料費調整)(１)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、サービス約款別表２(燃料費調整)(１)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表２(燃料費調整)(１)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、サービス約款別表２(燃料費調整)(１)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（１） 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**447円97銭**

（２） 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	29円04銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円15銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	38円02銭

11 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

（１） 払込票等発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

１契約１料金算定期間につき	55円00銭

（２） 検針結果のお知らせ発行手数料

当社が検針の結果を書面でお知らせする場合の検針結果のお知らせ発行手数料は、次のとおりといたします。

１契約１料金算定期間につき	55円00銭

12 日 割 計 算

当社は、サービス約款24(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表２(料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式)によるものといたします。

13 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約容量をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

14 そ の 他

（１） この料金表において料金その他を計算する場合の契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２） お客さまが名義変更または需給契約を廃止しようとされる場合は、当社が文書による申出を必要とするときを除き、インターネット、電話、口頭等により申し出ていただきます。

（3） サービス約款の各項における契約電力は、契約容量と読み替えるものといたします。

（4） この料金表に定めのない規定については、サービス約款にかかわる規定を準用するものといたします。

附　　則

１　実 施 期 日

この料金表は、2024年４月１日から実施いたします。

２　この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、サービス約款23（料金の算定）およびサービス約款24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表２（料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式）によるものといたします。

別　　表

１　契約容量の算定方法

本則９(契約容量)(２)の場合の契約容量は、次により算定いたします。

（１）　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

（２）　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

２　料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式

（１）　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ　基本算式

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の 120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　イによって算定された第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ハ　サービス約款23(料金の算定)(１)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{　は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

（２） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（１）の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ　計量期間等の日数

（イ） 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

（ロ） 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ　暦日数

（イ） 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

（ロ） 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。